

早稲田大学 グローバルC O E 「アジア地域統合のための世界的人材育成拠点」  
調査研究支援スキーム 成果報告

所属 経済学研究科 学年 博士後期2年 氏名 孫 豊葉

日程 2008年8月28日 ~2008年9月7日

渡航地（国・都市名）

中国青島 天津

#### リサーチ目的

海外進出先の社会制度の変化が日系多国籍企業の経営にどのような影響を与えたかを調査したい。具体的には2008年1月1日に中国で施行された労働法が中国で操業している日系企業に影響を与えたのか、どのような影響を与えたのかを、インタビュー調査を行った。

#### 研究課題

国際貿易に大きな割合を占めている海外直接投資、いわゆる海外に進出している多国籍企業の経営には進出先国の社会制度から大きな影響を受ける。2008年1月に中国で施行された新しい労働法は、中国の労働者の権利をもっと保護して、雇用を安定することで社会を安定させるという目的のもとで作られたが、中国で経営している企業には大きな社会責任を負担させた。古い労働法と比較して、主な違いが労働契約書にある：

- 1) 無期限契約の実施
- 2) 企業の解雇制約と社員の辞職制約
- 3) 労働者組合機能の強化

新しい労働法が施行されることで企業の社会責任の負担が増えたことが一つの原因となり、山東省では、韓国企業の大量に撤退や夜逃げなど相応しくない事件さえ起こった。そこで、中国で操業している日本企業はどのような対応をとっているだろうかと興味深い。今回の調査では、中国で操業している日本企業にインタビュー調査を行い、企業の生の声を聞いてその実情を明らかにしたい。各対象企業には、次のような質問を出している。

- 1) 貴社では2007年以前、長期雇用の方針をお持ちでしたか？新法の施行に伴い、契約期間や雇用契約の更新（職種や職務別）はどのように変わりましたか？
- 2) 新法の施行に伴い、今後の雇用量を控えることになるのでしょうか？それとも今後、非正規社員の人数は増えるのでしょうか？
- 3) 新法の施行に伴い、今後人事制度を変更することになるのでしょうか（社内賞罰制度の完備など）？具体的には、どの制度をどのように変更することになりますか？
- 4) 新法の施行に伴い、今後人事戦略や方針を変更することになるのでしょうか（労働者と長期契約を結ぶなど）？
- 5) 2008年新労働法が実施される前に、従業員の採用や解雇が発生しましたか（高齢労

働く者を減らすなど) ?

6) 新しい労働法に関して最も困るところ、助かるところがどこなのか?

## 成 果

今回調査した企業リスト (企業情報保護のため、企業名を匿名にする)

企業	業態	雇用者数	資本構成	進出理由	進出期間	労働法対応
A社	製造業	1781人	日本独資 80億円	中国政府からの招請	1995年	取っている
B社	製造業	318人	日75% 中25% 2620万\$	生産リスクの分解	1996年	取っている
C社	製造業	1000人	日60% 中40% 3000万円	現地生産、販売方針、事業拡大	1990年	取っている
D社	JETRO					企業支援を
E社	製造業	3980人	日60% 中40% 27億円	中国政府からの招請	1997年	取っている
F社	小売業	1320人	日中合弁 1億4747万元	事業拡大	1996年	取っている
G社	製造業	358人	日本独資 資本調整中	コスト削減	2000年	取っている

企業側から見た新しい労働法は

- 1) 労働法の原則が出ているが、細則が出ていないくて困っている
- 2) 労働者側の権利が強調されたが、企業側の権利が重視されていない
- 3) 平等な競争環境作りが促進された(新しい労働法は法律に従う「優良」企業を保護して、「不良」企業に懲罰を与える)

企業が取った行動:

- 4) 就業規則の見直し、法律に反する部分の修正と企業権利を守るための人事制度の見直しが行われている。
- 5) 中国からの撤退は当面考えていない企業が多い、労働法の影響を吸収して事業を継続する計画である。
- 6) 政府は新しい労働法がもたらした予想外の問題点に対して協議中である。各企業は政府の成り行きを見ている。

事業推進担当者確認 (署名・押印)

メイン

白木 三秀



サブ

\* A4 2枚以内。各項目のスペースはご自由に変更下さい。